

平成 23 年 1 月 13 日

報道関係各位

中期防衛力整備計画(平成 23 年度～平成 27 年度) に対する抗議・申入れ書を提出

～内閣総理大臣、防衛大臣、北関東防衛局長へ
福生市議会として強く抗議・申入れを行いました～

昨年 12 月 17 日に閣議決定され公表された中期防衛力整備計画の内容に、『米軍とのインターオペラビリティを向上するため、横田基地を新設し、航空総隊司令部を移転する。』との表現があり、これは単なる呼称上の問題ではなく、基地機能の強化、基地の態様の大きな変化へとつながる重要な文言であると危惧しております。

このため、福生市議会では、横田基地対策特別委員会及び議会運営委員会を開催し、地元自治体の感情を軽視した今回のようなやり方は、信頼関係を損なうような重大な行為との判断から、強く抗議するとともに、9 項目にわたる事項について説明責任を果たすよう文書での明確な回答を申し入れるものです。

本日、正副議長が北関東防衛局へ出向き、遺憾の意を表明するとともに、北関東防衛局長へ文書をもって、強く申し入れを行いました。

詳しい申入れ内容は、添付資料をご確認ください。

◆公表から抗議までの経過◆

- *平成 22 年 12 月 17 日：中期防衛力整備計画が閣議決定され公表される
- *平成 22 年 12 月 21 日：横田防衛施設事務所長が市長へ説明のため来市
- *平成 22 年 12 月 22 日：北関東防衛局長が市長への説明に再度来市
- *平成 22 年 12 月 27 日：横田基地対策特別委員会を開催し、市長より防衛側の説明内容と市の対応について説明を受ける
- *平成 23 年 1 月 12 日：横田基地対策特別委員会を開催し、抗議・申入れ書の内容の確認
- *平成 23 年 1 月 12 日：議会運営委員会を開催し、抗議・申入れ書を提出すること、提出先を決定
- *平成 23 年 1 月 13 日：正副議長が北関東防衛局長へ抗議・申入れ書を提出

◆問合せ◆

福生市議会事務局 電話 042-551-1523

福議発第 186 号
平成 23 年 1 月 12 日

内閣総理大臣
防衛大臣 様
北関東防衛局長

福生市議会
議長 大野 聡

中期防衛力整備計画（平成 23 年度～平成 27 年度）に対する抗議・申入れ書

福生市は、半世紀以上にわたり狭い行政面積の 3 分の 1 を横田基地に提供し続けている。このように高い割合で基地への土地提供をしている自治体は、沖縄県を除き全国でも福生市以外にはない。

また、こうした狭い行政面積の中、米軍横田基地を抱えている本市において、私ども市議会としても、市民生活の安全の確保を最優先し、生活環境の整備充実等について、専心努力しているところである。

このような中、今回の在日米軍再編に伴う、航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊が横田飛行場に移駐するという点についても、国防上の理由等でやむを得ないことと容認してきたところである。

しかし、昨年 12 月 17 日閣議決定された中期防衛力整備計画（平成 23 年度～平成 27 年度）において、「米軍とのインターオペラビリティを向上するため、横田基地を新設し、航空総隊司令部等に移転する。」との表現が突然されたことについては、今まで説明を受けてきた中には一切使われていなかった表現である。これについては、事前の説明は何もされずに表記されたものであり、単なる呼称上の問題で済まされることなく、基地機能の強化、基地の態様の変化へとつながる重要な意味をもつ文言であると危惧される場所である。

平成 18 年に本市が、基地の態様の変化については、国は市及び市民に速やかに説明責任を果たすようにとの要請に対し、要請があった各事項については、重く受け止め、鋭意検討し取り組む所存との回答をいただいているが、このたびの公表については、地元自治体に事前説明は一切なく、いきなりの公表であったことは、地元住民の感情を軽視するものであり、今まで構築してきた信頼関係を根底から覆すような重大な行為であると考えます。

よって、福生市議会は、このことについて強く抗議するとともに、次の項目について、速やかに文書をもって回答されるよう申し入れる。

申 入 れ 事 項

- 1 米軍横田基地を抱える自治体に対して、国及び防衛省は、いかなる考えをもっているのか。
- 2 基地に関する事項については、閣議決定し公表する前に、なぜ地元（福生市）に対して事前説明等を行わなかったのか。
- 3 今回のこのような国の対応は、市との信頼関係を喪失させる最大の要因となると考えるが、国はどのように考えるか。
- 4 「横田基地を新設」は、単なる呼称上の問題ではなく、大きな態様の変化であり、基地機能の強化につながるものと懸念するが、この新設とはどのような内容か。
- 5 米軍とのインターオペラビリティとは、中期防衛力整備計画においてどのような意味をもつのか。インターオペラビリティとは、運用上における大きな態様の変化ではないのか。
- 6 再編交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金（9条交付金）等の交付額は、「横田基地を新設」ではなく、「航空総隊司令部及び関連部隊を移転」を前提に決められたものであると理解するが、どのような位置付けか。
- 7 航空総隊司令部等の「等」とは、防空指揮群、作戦情報隊、気象関連部隊、警務関連部隊のみと考えてよいのか。
- 8 今まで国からは、府中基地からの航空総隊司令部及び関連部隊の移転以外の説明はなく、これに基づき、今後、これ以上の態様の変化や基地機能の強化については、福生市議会として絶対に容認できない。
今後、さらなる部隊、航空機の移駐がされないことを確約すること。
- 9 その他、この8項目以外にも横田基地に関する情報について、その詳細を速やかに福生市議会へ提供すること。